

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年7月13日（月）15時00分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、伊藤係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）について、資料に基づき説明があった。
 - 大型金属処理室における作業及び粉じん対策について
 - ✓ 大型金属処理室での作業としては、①ガス切断やアーク切断等の溶断、②バンドソーやセイバーソー等を用いた切断及び③重機を用いた切断の3つの作業を想定している。
 - ✓ ①及び②の作業の実施に当たっては、粉じんが発生するおそれがあることから、不燃シート等でハウスを作り、局所排風機を用いて換気を行うが、③の作業の実施に当たっては、押切りのため粉じんの発生は少ないと考えられることから、ハウスや局所排風機は設置しない。
 - ✓ ①から③のいずれの作業を行う場合も換気空調設備により負圧を維持する。また、連続ダストモニタを設置して放射性物質濃度を測定し、基準値を超えるおそれがある場合は作業を止める。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、減容処理設備の常用の電源が失われるといった異常時における放出管理対策を説明することを求めた。

6. その他

資料：

- 減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について